

質問者氏名 吉 野 正 人

目 安 時 間 6 0 分

1 平成28年度組織改正について

- (1) 今回の組織改正の手順、手続きの中に、区長のビジョンがどのように反映されたのか伺います。
- (2) 組織が生き生きとして行政目的を果たすことが重要であると考えますが、組織づくりについて区長の見解を伺います。
- (3) コミュニティ施策についての調査・研究を行う組織として、地域政策室担当部長等が新設されますが、本区のコミュニティ施策についての評価と今後の方向性についての考え方を伺います。
- (4) 特別支援教育に係る事務の一元化による組織の再編成が行われます

が、今後の特別支援教育推進についての見解を伺います。

- 2 今年度中に策定予定の「目黒区教育に関する大綱」に基づく地方教育行政の組織として取るべき姿勢についての見解を伺います。
- 3 阪神・淡路大震災から21年、東日本大震災から5年が経ちましたが、これまでの防災対策についての評価と、これからの防災対策についてどのように考えているのか伺います。
- 4 子育て支援の取り組みについて、区長に就任してから3期12年の成果と課題、今後の子育て支援策についての考え方について伺います。
- 5 目黒区人材育成・活用基本方針に基づく、職員の人材育成についての成果と課題、今後の取り組みについて伺います。

質問者氏名 松 田 哲 也

目 安 時 間 6 0 分

1 所信表明の決意について

「区長に就任して3期12年、引き続きチャレンジしていきたい」旨の所信表明があった。今期4年間でできたこと、できなかったことは何か。

公約の4つのアクションプログラムに照らし、財政と防災と福祉と環境について端的に伺いたい。

2 歳入増と歳出減のための人口構造について

中高所得者の転居や居住費用の助成について以前伺った。「目黒区は何もしなくてもその割合は高いから、助成ではなく街の魅力づくりが大事だ」という答弁であった。積極的に助成をして今より少しでも増加させる施策展開に、何もためらうことはないと考えるがいかがか。

また、従前より提案してきた3世代同居助成だが、国においては今国会でその支援策を補正予算に盛り込んだ。この政策効果を最大限高めるためにも、いよいよこの機会に独自の新制度を設けてはどうか。

3 公助と自助の少子化対策について

かねてから施設整備偏重の保育支援から、家庭における保育支援を厚くする施策の導入について尋ねてきた。現金給付については、保育所や就労や税収の意義と世帯の不公平感を理由に難しいとされてきた。

しかし、意義については、選択制であり個々の環境に応じたものであって問題はないと考える。公平性についても休業証明等の添付や、家事（子育て、介護、その他）も対価と捉えて他世帯にも給付を検討すればよい。逆進性は所得制限を設ければいいし、少なくともこうした制度の研究に着手すべきだと考えるがどうか。

4 区長と教育長の複雑な関係について

地方教育行政法が改正され、教育委員会制度は約60年ぶりに大幅に見直された。区長の教育への関わりが強くなったことに対して、一定の評価はできる。

しかし、あくまでも教育委員会が独立して責任を持ち、その長は教育長という中での総合教育会議は、屋上屋を重ねる可能性がある。また一方で、教育長の任期は3年に短縮され、かつ区長に教育長に対する罷免権が明確に付与されたことにより、権限や責任の所在が曖昧になることも懸念される。

この分かりにくい関係は、区長の所信表明や広報の公約にも表れていて記載が少ないか全くない。であるならば、今は教育長が年に1回は教育演説を行い、区民や議員に直接広くつまびらかに訴えるべきだと考えるがいかがか。

質問者氏名 坂本史子

目安時間 60分

1 立憲主義の基本原則と多選制限の関係について

立憲主義は、人間の権利・自由を保障するために、権力を法的に制限すべきであるとの考え方である。この立憲主義の内容である権力を法的に制限するため、統治機構の中で権力の集中を避け、その分散を図ることを行っている。一方、我が国憲法は第8章に「地方自治」の章を設け地方公共団体が、中央集権を避け国からの権限の委譲で「広範」な事務を処理することとなっている。そして、ここにも権力の集中が進む危険があることから、長と議会で権限が配分され、住民の直接請求などの制度を設けて、長の権限をコントロールしているのである。いずれにしても、地方公共団体の長には、制度的にまた構造的に権力が集中しやすい

という要因が内在している。一人の者が長としてその職に長く在任すると、いやがおうにも権力の集中が進み、停滞や歪み、淀みが発生しがちである。そのため地方公共団体の長の多選制限は、立憲主義の見地から権力をコントロールする一つの合理的な手段となり得るものと考えられ、また、民主主義の基本原則と必ずしも矛盾するものではないと言える。これまでの財政課題、政策遂行において目黒区政を刷新するためには「新人に道を譲る」のが今の青木区長にとって最も区政に貢献することであると考えているが、いかがか。

2 子ども子育て新制度になってその課題は何か

子ども子育て新制度になって1年が経過しようとしているが、昨年1月に国からまた新たなFAQが出されるなど、その内容は安定性を欠き不十分なままである。また、2015年9月「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」ということで、新制度に対し児童福祉法24条1項で歯止めはかかったものの、“福祉に生産性の視点を” “より少ない投下量でより大きな生産量を” と“福祉切り捨て”の方向性を追求する国に、区は対して行かなくてはならないと考える。多くの課題の中でも「小規模等の改善と連携をどうするか」「3歳児の行き場がない」「保育現場に混乱を持ち込んだ認定制度」「学童保育はじめ地域子ども・子育て支援事業の今後」「準備教育・学力偏重の考えの保育・幼児教育への浸潤」など、専ら現実のサービス整備に追われる目黒区だが、新制度において何が足らず、何を目指していくか。

(1) 以上のことから、新制度において何が足らず、何を目指していくか、伺う。

(2) また、2015年度保育施設目標定員は4,635人予定のところ4,588人(2.1プレス発表数値)であった。あれほど認可園待機児童率を改善するよう迫られたのになぜ改善しなかったのか、伺う。

3 ひとまちしごと地方創生総合戦略における「戦略」が見えない、目黒戦略とは何か

国立社会保障・人口問題研究所中位推計(2012年改定版)によれば、30年後(2045年)には75歳以上人口2,257万人、15～64歳5,353万人。40年後同2,401万人、同4,706万人だ。区内経済も中小企業や自営業で景況感は悪く、区民生活において

区税納入実績からは格差の拡大が顕在化するばかりだ。

このような現状の中、高齢者が増え生産年齢人口が減るスピードは東京都においては一気に進む。区の出生率が一時的に増えたからといって長期的には人口減少社会に向けた戦略が欠かせないのだ。しかし、目黒区の標記戦略は、他自治体や他区での総合戦略と比しても、長期見通し、積極的戦略の打ち出し、特色ある政策いずれをとっても見劣りする。(お試し移住や自治体発再生可能エネルギー、都市型農業、地域間連携等) コンサルタント提案に投げるのではなく区長自身が目黒戦略を区民・議会に指し示すべきではないか、伺う。

4 多様な教育機会を確保するための教育委員会の方針について

現在我が国においては憲法・教育基本法のもとで就学を確保する法律は学校基本法しかなく、多様な学びを保障する政策や制度になっていない。現在全国の不登校の小・中学生は約12万人、夜間中学や識字学級、フリースクール、ホームエデュケーションなど様々な課題や学びの形があるなかで、目黒区教育委員会は当事者に寄り添った仕組み作りを目指すべきと考える。また障害者差別解消法と合理的配慮については教育委員会で議論が深まっているとは言えず、こちらも重要課題である。(「多様な教育機会確保法案」等には賛否両論の議論が戦わされているが) 目黒区の教育が現在抱えている問題をきちんと分析し、待ちの姿勢ではなく方針案を打ち出し、広く議論にかけるべき(とりわけ重要)だと思うが、教育長の考えを聞く。

以 上